

虐待から子供の命を守る 「児童虐待防止」に向けた強化策

【児童虐待防止法、児童福祉法、民法の改正】

痛ましい虐待死事件が繰り返され、かけがえのない子供の命が失われる事態が生じています。そして、この瞬間も虐待に苦しむ子供がたくさんいます。

私たち自民党は、一刻も早い児童虐待の根絶を目指し、虐待防止対策の強化を図る法改正などに全力を挙げます。

1 子供への体罰禁止

保護者や児童福祉施設長らによる体罰を禁止します。また、親が子を戒めることを認める民法の「懲戒権」のあり方について、法施行後2年を目途に検討します。

2 児童相談所の体制強化

子供を親から引き離し、一時的に保護を行う「介入の担当」と、虐待を行った保護者の相談に乗り、指導をするなどの「保護者支援の担当」を分ける体制を整備します。また、児童相談所が常時、弁護士の指導の下で業務を実施できるようにし、医師、保健師の配置を義務化するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司2,000人増に向けた支援を充実させます。

3 児童相談所とDV対策の連携強化

DVは児童虐待のリスク要因であることから、児童相談所での虐待対応と配偶者暴力相談支援センターにおけるDV対策との連携を強化します。

4 中核市・特別区等で児童相談所の設置を促進

児童相談所の設置を促進するため、その所管区域に関し、人口や社会的条件について基準を定めます。また、中核市や特別区が児童相談所を設置できるよう、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保・育成の支援を集中的に行います。

5 家庭的養育の充実・強化と特別養子縁組制度の利用促進

虐待された子供を施設ではなく家庭的な環境で育てるとの観点から、里親の開拓に向け制度の周知、広報により一層取り組むとともに、里親家庭に対しては、手当の充実を行うなど支援の拡充を図ります。また、民法を改正し、特別養子縁組の上限年齢を6歳未満から15歳未満へと引き上げるとともに、児童福祉法の改正で児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の申し立てができるようにすることで特別養子縁組制度の利用を促進させます。

6 児童虐待の発生予防・早期発見

虐待の発生予防や早期発見のために、「支援を必要とする妊婦への支援強化」や「乳幼児健診未受診者、未就園、不就学などの子供に関する定期的な安全確認」などを実施することで、妊娠時から切れ目のない支援を行います。これに加え、子育てに悩みを抱える親や子供からの相談について、SNS等を活用した相談窓口の開設・運用を進めます。

子供たちの命を守るのは、大人全員の責任です。

私たち自民党は、これからも

「あらゆる手段を講じて、虐待から子供を守る」という強い決意で虐待防止に取り組みます。



身の回りで「虐待かも」と思ったら、迷わず、

児童相談所全国共通ダイヤル

189

匿名でかけられます。
児童の名前などが
分からなくても結構です。